平成２７年（フ）第６３号
高知市追手筋１丁目９番16号　第二森ビル402号
破産者　藤原　　務
1　決定年月日　平成27年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第８２号
熊本市中央区水前寺３丁目６番29号
破産者　緒方　博之
1　決定年月日　平成27年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３９９号
鹿児島県鹿児島市坂之上１丁目39番13号
破産者　川崎　智孝
1　決定年月日　平成27年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第４０７号
鹿児島県鹿児島市大竜町３番６－303号
破産者　濱田由香里
1　決定年月日　平成27年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第４６号
鹿児島県鹿児島市東谷山４丁目17番２号
破産者　泊口　　薫
1　決定年月日　平成27年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第４８号
茨城県稲敷郡美浦村大字土浦2580番地３、前住所茨城県稲敷郡美浦村大字信太1284番地４
破産者　石井　春男
1　決定年月日　平成27年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第４９号
茨城県稲敷郡美浦村郷中2838番地135
破産者　秋山　克樹
1　決定年月日　平成27年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第５３１号
横浜市港北区日吉本町４丁目13番18－106号、開始決定時の住所川崎市中原区市ノ坪581番地１　市ノ坪住宅239
破産者　乾　　宗嗣
1　決定年月日　平成27年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１１３７号
名古屋市天白区焼山１丁目101番地　東山イーストＣ棟503号
破産者　間瀬　和廣
1　決定年月日　平成27年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１７３８号
愛知県海部郡蟹江町富吉４丁目93番地　富吉グリーンハイツ３号棟705号
破産者　須田商店こと　須田　範行
1　決定年月日　平成27年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３２５号
愛知県海部郡大治町大字堀之内字大堀180番地の１　ウエストステージ303号
破産者　石丸　修平
1　決定年月日　平成27年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４４７号
名古屋市名東区牧の原２丁目406番地　アーバン牧の原306号
破産者　大塚健太郎
1　決定年月日　平成27年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２５５号
兵庫県明石市魚住町清水2364番地の10、開始決定時の住所兵庫県明石市魚住町清水1928番地　プレステージ明石魚住Ⅲ－413号
破産者　豊田　孝幸
1　決定年月日　平成27年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第４１号
島根県出雲市乙立町2265番地１
破産者　後藤　純子
1　決定年月日　平成27年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第６号
札幌市北区新琴似１条12丁目２番２号
破産者　黒川　信仁
1　決定年月日　平成27年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５５２号
札幌市白石区栄通18丁目４番１－202号
破産者　土岐　　薫
1　決定年月日　平成27年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３３８号
埼玉県川口市飯原町８番25号　シスターハウス105号
破産者　濱田　政次
1　決定年月日　平成27年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５１０号
埼玉県鶴ヶ島市脚折町２丁目７番13－207号シティパレス脚折Ｎｏ．１、前住所埼玉県東松山市若松町１丁目13番30号　レグザ東松山505号
破産者　天野　裕二
1　決定年月日　平成27年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部